

## 一豆州西浦組久料村の漁業生産

山口 徹

## はじめに

久料村は村高一三石余、家数も江戸時代を通して一五軒（内一軒は寺）、水呑はなく、人口も八〇人程の内浦湾に面した小村である。海岸は西北に面し、大岩巨石が海底まで続き、背後には起伏に富んだ山がせまり、冬は北風が厳しく、波浪が打ち寄せ、「全汐早ニ而大風波当厳敷」とあるように漁業には不向の場所であった。<sup>(1)</sup>

明治二三・四年の調査<sup>(2)</sup>によると久料村は農業が三分五厘、林業が三分五厘、漁業が三分の村で、農業は畑雑穀の生産が中心で、いわゆる商品作物の生産は無く、林業も江戸、沼津に積み出す薪、眞木、もや木の伐り出しが中心であった。このように久料村は農業生産力も低く、林業も村民達が生活を立てるためには十分でなく、漁業にいたっては「網戸場悪敷、獮師無御座候」状態にあり、「村中ニ而立獮網所持仕候、鮪、鮪、まくろ、めしか、鮭此分立獮仕候得共、舟手間、岡手間、萬相残所ニ而御三分一差上ケ申候」程度のものであった。

久料村は村高も家数も少なく、それ故に、農業でも、山稼でも生活を支えられず、また漁場条件も悪く、漁業でも生活を支えられない村であったと言えよう。<sup>(3)</sup>

このように、山が迫まり、船を撃ぐべき浜も入江もほとんどない海付の村、しかも全村民が漁業を営む村が伊豆半島には多い。

本稿は、こうした海付の村の漁業の在り様と、漁業の性格を久料村に残された漁業関係史料を検討することによって明らかにしようとしたものである。なお本稿は拙稿、「豆州西浦組久料村の生産と生業―海村の一類型」(『歴史と民俗』9)を前提として執筆したものであり、史料はことわらない限り久料村の久保田泰義家文書を使用している。

### 一 浜丸帳から見た、久料村の立網経営

#### 一 海獺分一之義、鮪、鯉、めじか

是ハ百姓夏之内、耕作山稼之間ニ立獺仕候事も御座候、その節ハ薪回前ニ改を請、永引仕候て三分一差上申候、尤まれに釣漁仕候事も御座候、其節ハ御十分一指上ケ申候、右魚拂方之義ハ沼津其外近村へ申触、入札ニ仕相場申候

右の史料は享保一二年の「村差出下書」の浜方(漁方)分一についての記述である。この記述から明らかのように、この村の漁業は耕作、出稼の合間におこなう鮪、鯉、めじか等の黒潮に乗って回遊してきた魚を立切網(大手網)によって捕獲する漁業が中心で、釣漁はほとんどおこなっていない。立網漁にしても「立獺仕候事も御座候」とある様に、必ずしも毎年行なわれたものでないことを予想させる。事実、享保一四年、享保一五年、享保一七年、宝暦一二年、宝暦一三年、明和二年の「諸分一取立帳」で浜方(漁方)分一の記載があるのは享保一五年、宝暦一二年だけであった。他の年には立漁があっても、分一の対象になる程の漁獲量がなかったのであろう。この点については前掲拙稿を参照されたい。

このように久料村の漁業はこの村の主たる生業とは言えず、漁業に不可欠の漁船、網船も無く、延享四年の「当卯年久料村船数書上帳」に二艘の小乗船が「是ハ夏中立漁仕候節、網さやめ付舟并田畑之こ屋し持送り仕候ニ付、御役永之義、前々より御免被成下候」と立網漁に使用されている記述があるのみであった。本来漁船は船役が掛かるものであり、役永が免除されていることは、この村の立網漁が規模の小さい、にもかかわらず役を免除する必要がある、この村にとっては糧を得る為に重要な生業であったことを物語っている。本節はこうした意味をもつ久料村の漁業の実態を明らかにせんとするものである。

表1は安政六年末七月六日、同八月十一日の二冊の『鯉浜丸覚帳』（津元五郎右衛門）を販売先順に整理集計したものである。

浜丸とは水揚された魚のことで、地域によっては水魚とも言う<sup>(4)</sup>。この史料は立網漁によって水揚された鯉の漁獲高とその販売の内訳を記帳したものである。この帳簿に集計された鯉の高は津元及び網子の配分、つまり代<sup>し</sup>当りの計算と分一計算の基礎になるものである。したがって、水揚された鯉の数量と販売された価額が示されるのが一般的であった。しかるに、安政六年の二冊を比較して見ると、七月六日の「鯉浜丸覚帳」の場合は数量のみの記載で価額の記載はない。これに対し、八月十一日の「鯉浜丸覚帳」の場合は数量とその代金が記載されている。後に示す、文久元年の「めじか浜丸帳」も数量と代金が記載されている。したがって、八月十一日の記載様式が久料村の場合でも浜丸帳の一般的姿であったと言えよう。

そもそもこの地域の立網漁の場合、「海附村々漁業有之候節者、内浦方沼津宿迄入札触差出し候得者、商人大勢立寄入札致し、直段相定、札金之儀者十日延、又者五日延ニ而売渡、日限之通取立来候」とある様に立網漁のある日には沼津あたりまで入札触を出し、集まった商人達に入札によって水揚された魚を販売していたのである。この水揚された

表1 安政6年鯉浜丸明細 単位：売上量は本。売上額は文。

		売上量		預り魚	7月合計		8月合計		7・8月合計	
		7月6日分	7月7日分	7月7日分	売上量	売上額	売上量	売上額	売上量	売上額 %
江戸	商人中						350	73,850	350	73,850 9.2
沼津	魚町 治五右衛門		50							
	中町 庄右衛門									
	新町 大坂屋	480								
	宮町 佐七									
	下河原 長五郎				530	111,830			530	111,830
	下河原 武右衛門				50	10,550			50	10,550
	常八		50		50	10,550			50	10,550
	源吉		50		50	10,550			50	10,550
	其助		50		50	10,550			50	10,550
	茂左衛門		2		2	422			2	422
	小計	480	152	0	632	133,352	0	0	632	133,352 16.6
静浦	口野 角蔵	50			50	10,550			50	10,550
	口野 留兵衛		30		30	6,330			30	6,330
	多比 与七	20	235		255	53,805	500	10,5500	755	159,305
	多比 金七	13			13	2,743			13	2,743
	多比 儀八		20		20	4,220			20	4,220
	多比 兵助	15			15	3,165			15	3,165
	江ノ浦 植松	45			45	9,495			45	9,495
	獅子 平蔵	45			45	9,495			45	9,495
	馬込 商人中		100		100	21,100			100	21,100
	小計	188	385	0	573	120,903	500	10,5500	1,073	226,403 28.2
内浦	三津 勘七	50			50	10,550			50	10,550
	小海 七兵衛	20			20	4,220			20	4,220
	長浜 忠治郎	20			20	4,220			20	4,220
	小計	90	0	0	90	18,990	0	0	90	18,990 2.4
西浦	平沢 平右衛門	10			10	2,110			10	2,110
	平沢 作右衛門		3		3	633			3	633
	久連 惣七	10			10	2,110			10	2,110
	古宇 梨九	20			20	4,220			20	4,220
	江足 保	25			25	5,275			25	5,275
	河内 源兵衛	10			10	2,110			10	2,110
	河内 喜四郎		6		6	1,266			6	1,266
	河内 治兵衛		2		2	422			2	422
	河内 久料	2	75		77	16,247	1,150	242,650	1,227	258,897
	久料 平右衛門		100		100	21,100			100	21,100
	小計	77	186	0	263	55,493	1,150	242,650	1,413	298,143 37.1
不明	隣村商人		60		60	12,660			60	12,660 1.6
合計		835	783		1,618	341,398	2,000	422,000	3,618	763,398 95.1
当村	久料 治兵衛			13	13	2,743	5	844	18	3,587
	平右衛門			11	11	2,321			11	2,321
	彦助			1	1	244			1	244
	源右衛門			18	18	3,798	7	1,477	25	5,275
	権右衛門			12	12	2,532	11	2,321	23	4,853
	由兵衛			12	12	2,532	1	211	13	2,743
	五郎右衛門			10	10	2,110	6	1,266	16	3,375
	文左衛門			8	8	1,688	2	422	10	2,110
	元右衛門			8	8	1,688	1	211	9	1,899
	政吉			6	6	1,266	2	422	8	1,688
	伝治郎			5	5	1,055			5	1,055
	治助			4	4	844	2	422	6	1,266
	多助			4	4	844	2	422	6	1,266
	義兵衛			3	3	633			3	633
	仁兵衛			14	14	2,954	3	633	17	3,587
	清助						2	422	2	422
	和吉						8	1,688	8	1,688
	太郎兵衛						2	422	2	422
	利兵衛						2	422	2	422
	儀右衛門						1	211	1	211
	小計			129	129	27,252	57	11,816	186	39,068 4.9
総計		835	783	129	1,747	368,650	2,057	433,816	3,804	802,466 100
%						45.9		54.1		

史料：安政6年7月「鯉浜丸覚帳」・同年8月「鯉浜丸覚帳」

魚を落札した売先ごとに数量と販売代価を記録したのが浜丸帳であった。

ところで七月の場合は販売代金の記載がないがこの年の販売額を知るために八月の落札価額鯉一本二一文で販売額を算定した。また七月七日の場合には「預り魚」として久料村の治兵衛以下一五人に二一九本の鯉が渡されている。この「預り魚」は、八月の「浜丸帳」には無く、その項に「小売覚」として治兵衛以下一六人に五七本の鯉が販売されたことが記載されている。このことから判断して七月の「預り魚」は久料村の百姓達に小売された鯉であると考えられる。

まず表1の売上量、つまり水揚高を見ると七・八月の合計は鯉三八〇四本、そのうち五四%の二〇五七本が八月、四五%の一七四七本が七月の水揚であった。八月の二〇五七本の水揚の内二一本が八月一二日の水揚で、残り二〇三六本が八月一日の水揚であった。八月一二日の二一本は八月一日の立網漁の残りと考えたと両者とも八月一日の水揚と考えて良い。しかし、七月六日、七日の場合は「七日取」と頁を新らためて明記されていることから、二日間<sup>5</sup>に二回、立網を入れたものと判断される。

このように考えると、七月六日には八三五本、七月七日には九一二本、八月一日には二一本の一二日水揚された残りを含めて二〇五七本の鯉が水揚されたことになる。一回の水揚量はかなり大きな差があるように見える。それは回遊してくる魚群の大きさによるものである。この点は前稿<sup>5</sup>において見た通りである。即ち、享保一五年の「諸色御分一改取立帳」によると、この年久料村では五月二〇日、同二五日、六月二日、同四日に立網漁があり、それぞれの日に一五四本、一八五本、七〇本、一四一三本の水揚があった。更に宝暦二二年には六月二四日に四二〇本、六月二六日に一五五〇本、七月二三日に五七五本の水揚があり、この年にも日によって一回の水揚量に大きな差があることが明らかになっている。ちなみに、享保一五年の鯉水揚量の合計は一八三二本、宝暦二二年の場合は二五四五本と

なる。したがって、表1の安政六年の鯉の水揚合計は二八〇四本であるから、享保一五年の約二倍の水揚があったことになる。この年は、かなり豊漁であったと言えよう。この二つの「鯉浜丸覚帳」に記載された鯉の量を右の様に考へ得るとすれば、その量から判断して、この年久料村において、おこなわれた立網漁の全てであると考えることが出来る。したがって、この年にこの村で立網漁がおこなわれたのは七月の二日(二回)、と八月の二日(二回)、計四日(四回)であった。享保一五年の場合は五月から六月にかけて四日(四回)、宝暦一二年の場合は六月から七月にかけて三日(三回)であった。久料村の立網漁は五月から八月にかけて年間、わずか三日から四日おこなわれる漁業であったと言える。

このように見ると、この村には専用の網船、漁船もなく、農耕、薪・真木の運搬に使う小乗船を立網漁に使用し、釣漁もなく、漁業も百姓達の農間稼であると記した「差出帳」の記述ももつともなことであった。もつとも、第五節で述べる様に、延享三年「久料村、足保村口上書」には「此段両村共ニ立漁網船壹組つゝ、其外小立網、取網所持仕候、右仕立、修覆共ニ津元、網子同用ニ出金いたし候」と立漁網船を一組づつ所持していたと記されている。

ところで、享保一五年と宝暦一二年の御分一取立帳の水揚高を安政六年の「鯉浜丸帳」の水揚高(販売量)と比べると先に述べた様に安政元年の水揚高(販売量)は享保一五年の水揚高(販売量)の約二倍であった。

ところが販売額で比べると享保一五年の販売額二二貫四二八文の約六五倍、八〇二貫四六六文であった。二五四五本の水揚高(販売量)のあった宝暦一二年の販売額二二貫八三三文に比べても約三四倍である。享保一五年、宝暦一二年との価額で比べた場合の、あまりにも大きな開きは何を意味するのであろう。

販売量は享保一五年の場合は二倍、宝暦一二年の場合一・五倍であり、販売量の差によるものでないことは言うまでもない。となるとそれは鯉一本の落札価額の差によるものであると考えざるを得ない。事実、鯉一本の価額は享保一五年が六・八文、宝暦一二年が九・四文であったのに対し、安政六年の価格は一本二二一文であった。

安政六年は先にも述べた様に豊漁であり、にもかかわらず、鯉一本が二一一文と販売量の少ない享保一五年、宝暦一二年よりも二三倍、三一倍と高いことは宝暦から安政の間に鯉の相場を押し上げる、鯉需要の増大、市場条件の變化があったことを示している。それがどのあたりにあったのかは今後に残された課題である。次に表1から鯉の市場条件が発展したと思われる安政六年の鯉の販売状況を見ることにしよう。

安政六年の販売量、額が最も多いのは久料村の属する西浦の村々で、その販売額は全体の三七・一%、二九八貫一四三文である。次いで静岡の村々で全体の二八・二%、二二六貫四〇三文の鯉を買い取っている。西浦と静岡を合せると全体の六五・三%になる。次いで販売額の多いのは一六・六%に当る一三三貫・三五二文の販売があった沼津売りであった。最も少ないのが内浦で全体の二・四%、一八貫九九〇文であった。江戸の商人売は七三貫八五〇文で、総販売額の九・二%であった。このように、量的に見ると販売の中心は西浦と静岡が中心で、次いで沼津町に一六・六%の販売量があったことが注目される。江戸売は九・二%と、一割に満たないが、鯉の販売は、先にも述べた様に入札の触を出し、集った買手に対し入札によって販売するものであり、江戸商人が鯉の買付に内浦、西浦、静岡の漁業を自当てに買付けに来ていることを示す事実として注目される。明らかに、この地域の漁業が沼津を中心とした地域市場を越えて江戸市場の一環に組み込まれていることを物語っている。それでは、ここに買手として現れた人々は表1からどのような性格を持った買手として考え得るのであるか。次にこの点を検討することにしよう。

表2は鯉の購入、つまり落札者の規模と地域分布を見たものである。まず落札、購入の規模を見ると表1にも明らかな様に久料村の彦助、儀右衛門の一本から久料村の治兵衛の二二七本（治兵衛の場合は一八本の小売があるから、購入した鯉の総計は一二四五本である）と規模の幅はかなり大きい。

すでに指摘しておいた様に、七月七日の「預り魚」とあるのは、八月の場合は「小売覚」と明記され、更に「十二

表2 安政6年經売上高別人数 ( ) は%

売上高	販売地域					計		1人平均
	沼津町	静浦	内浦	西浦	久料	人数	売上高	
(本)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(本)	(本)
1,227					1	1	1,227 755 100	(63.2)
755		1			1	1		
100					1	1		
76	7					7	530 200 90 30	(25.8)
50	2	1	1			4		
45		2				2		
30		1				1		
20~25			1	2	2	7	153 143 48 18	(11.0)
10~19			2		3	11		
5~9					6	6		
4以下	1			3	6	10		
計	人数(人)	(19.6) 10	(15.7) 8	(5.9) 3	(15.7) 8	(43.1) 22	(100) 51	
計	売上高(本)	(19.3) 632	(29.5) 973	(2.7) 90	(2.6) 86	(45.9) 1,513	(100) 3,294	
1人平均(本)		63.2	121.6	30.0	10.7	68.7		64.6

史料: 表1に同じ

日網揚」には「式本 手間引当 村与兵衛」と立網漁の手間として渡したことを示す例が四例ほど記されている。「預り魚」、および「小売覚」の鯉の買手は表1に明らかなように全て当村、つまり久料村の百姓であった。この「小売覚」の最高は久料の源右衛門の二五本であった。表2では二五本以下を小売分と考え三〇本から七六本、一〇〇本以下を小規模の商人売とし、一〇〇本以上を大規模な商人売とした。この区分けによって販売規模を見ると、人数では小売が全体の六六・七%の三四人で最も多く、次いで小規模の商人売が二七・四%、一四人で大規模な商人売は五・九%、わずかに三人に過ぎない。これを売上高で見ると三三・九四本の総売上高に対し、小売は一・一%、三六二本、小規模の商人売は二五・八%、八五〇本、大規模の商人売は二〇・八二本で、実に総売上高の六三・二%に当る。つまり売上高は人数とは逆になっている。



一〇〇本以上の売上のある三人のうち二人は久料村の治兵衛と平右衛門、一人は静浦多比村の与七である。このうち、久料村の治兵衛は一二三七本と最も多く買入れ、次いで多比村の与七が七五五本と多い。久料村の治兵衛は慶応三年「漁方修覆除金諸拂帳」には「八両二分二朱、錢三〇文 村商人治兵衛仕切不足かしと成」との記載があり、治兵衛が商人であったことがわかる。安政六年の「御年貢割付帳」によると、この年の治兵衛の持高は九斗二升四合であった。前稿<sup>(6)</sup>で述べた様に、久料村の百姓持高は最高一石六升五合、最低七斗二升一合で、一石以上はわずか二人、ほとんどの百姓持高は、八、九斗に平均化していた。また多比村の与七は魚の加工業を明治以降、手広く続けている加工業者である。おそらく久料村の治兵衛も、この村で最も大きく魚の加工をおこなう加工業者であろう。この地方の魚加工は今日でも全国有数の干物の加工地であるが、この当時は鯉節の生産もおこなっていたと思われる。漁村では加工業者も五十集屋あるいは五十集商人と言われ、九十九里の地曳網地帯では網附商人、附属商人などとも呼ばれた。したがって表1で「隣村商人」「馬込商人中」と記される商人のなかにも加工業者が居たと思われる。次に表2より、売上高が三〇本から七六本の小規模の買入商人と、二五本以下の小売について見ることにしよう。

まず久料村について見ると、久料村の場合は先の二人を除いた全てが二五本以下の小売である。更に久料村が属する西浦の諸村には三〇本以上の取引はなく、全てが小売であった。これに対し、三〇本から七六本を取り引きする商いは、沼津町と静浦の諸村に集中し、沼津町の場合は茂左衛門が二本を買っているだけで他は七六本七名、五〇本二名となっている。静浦の場合も三〇本、五〇本が四人と二五本以下の小売よりも多い。静浦の場合一〇本以下はなく、小売の売上げ合計は四八本であった。

このように見てくると、久料村の立網漁による鯉の販売は久料村の治兵衛、平右衛門、多比村の与七をはじめとする静浦の五十集商人と沼津の商人への販売が中心で、其他は久料及び西浦諸村への小売であったといえよう。

表1・表2で見る限り、静浦の多比、口野、馬込、獅子浜、内浦の三津に五十集屋、五十集商人が多い様に見える。多比は現在でも魚の加工業者が多いと言われ、馬込は「商人中」とあり、また内浦の三津村には前掲拙稿で分析したように沼津町と共に土肥の魚が販売されていた。<sup>(7)</sup>

ところで表1を分析する過程で気になるのは鰹の商品形態である。例えば鰹の小売の場合、数本を買った場合は生魚として食べるために買ったと思われるが一〇本、二〇本と買入れた場合には夏期であることを考えると、どの様に加工して保存したかが問題になる。個人の家で鰹節に加工することは考えられない。となると、塩づけか、「つぼ切り」である。伊豆の鰹節生産の中心地、田子では鰹節製造業者が鰹を塩づけにし、干し「つぼ切り」にして保存し、正月の雑煮に使用する食習慣があるが、この地域でもそうした食習慣があるのかも知れない。この点については調査をする必要がある。塩づけについては鰹について調査したことはないが、鮪の場合は輪切りにし、塩づけにして桶に詰め江戸に運んでいた。それを「すき身」<sup>(8)</sup>「通身」と言ったという。したがって、鰹の場合も当然、そうした加工がなされていたと思われる。表1で見ると江戸商人中に三五〇本の鰹が売られているが、おそらく塩づけされ、「すき身」にして、桶につめ、江戸に送られたのであろう。土肥の場合は前稿<sup>(8)</sup>で明らかにした様に、小揚船で沼津、三津に運ばれ、沼津、三津から江戸に廻船で運ばれていたことが確認されている。西浦の諸村の場合は廻船がなく、薪・眞木にしても戸田、沼津の廻船を傭船して運んでいた<sup>(9)</sup>のであり、買付けた江戸商人が沼津、三津から廻船を利用して運んだのであろう。

右の諸点はこの地域の漁業史料と対話している過程で気になる点を交えて推測したものに過ぎない。しかし、そのことは漁業史を学ぶ場合、漁具、漁法は勿論のこと、漁期や加工方法、食習慣や流通、市場の条件を視野に入れながら検討することが必要であることを物語っている。

さて、久料村の漁業を問題とする一つの目的は、すでに別稿<sup>(10)</sup>において、また本稿一節で指摘したように、この村の漁業が厳しい自然条件と戸数もわずか一四戸であるなかで、津元五郎右衛門が網船を持ち漁具を所有することによって、網子を従属せしめ、いわゆる網元経営をおこなうのではなく、漁具も村有であり、その意味では津元五郎右衛門を中心とした一種の共同経営の内容と性格を持つこの村の漁業のあり様を明らかにするところにあった。それは多少の違いはあるとはいえ、西浦諸村の立網漁に共通する漁業の性格を明らかにすることでもあった。この点に関連した興味ある事実を表1は語っている。

それは表1を見ると五郎右衛門が七月七日には「預り魚」として、一〇本、八月の「小売覚」では六本、つまり、「預り魚」は小売りと判断し得るからこの年には合計一六本の鰹を買っていたことになる。

五郎右衛門はこの「鰹浜丸帳」の記帳者であり、久料村の津元で、名主でもある。いわゆる網元経営の場合、例えば九十九里の地曳網経営の「水魚帳」、「浜丸帳」を見ても、網元が水魚の買手として出てくることは全くなく、自用の魚は分一の基礎となる魚獲物から除いていたからである。九十九里の鰯地曳網漁の場合、鰯以外の雑物（ぞうもの）と呼ばれる高級魚は水揚の際に役人の目を盗んで網元や主だった賄、船頭・沖合などによって暗売りされたと言われている<sup>(11)</sup>。

しかるに、久料村の立網漁の場合は津元である五郎右衛門や、最も大口の買手である村の治兵衛が自用の鰹を浜で買っている事実は漁獲物は勿論のこと立漁経営そのものが津元個人には帰属していない、村共同体に属する共同経営であることを物語っている。津元は共同経営の管理者であり、津元名主と言うにふさわしい存在であったと言えよう。

以上、「鰹浜丸覚帳」によって、久料村の鰹の販売状況を検討してきた。その結果、久料村の鰹の販売は地元久料村の治兵衛、平右衛門への販売を除くと西浦諸村（含久料村）への販売は小売が中心で、商人への販売は静浦、沼津、ついで江戸への販売が中心であった。こうした傾向は文久元年六月の「めじか浜丸覚帳」でも確認できる。

表3 文久元年6月めじか販売明細

	数量(本)	代金(文)	%
沼津問屋送り	100	47,100	25.42
商人仲間	130	61,230	33.04
多比 与七	30	14,130	7.62
" 治助	45	21,195	11.44
馬込 源四郎	55	25,905	13.98
足保 吉左衛門	3	1,413	0.76
" 清吉	2	942	0.50
小計	365	171,915	92.76
なます	2	940	0.50
預かり魚			
村内 12名	24	11,304	
村外 2名	2.5	1,177	
小計	26.5	12,481	6.74
総計	393.5	185,336	100

史料：文久元年「めじか浜丸帳」

表3は文久元年のめじか販売の状況を示したものである。めじかは鮪の小さいもので、この地域の立網漁の主要な魚種であった。

表3からめじかの販売は所在不明の商人仲間売を除くと沼津が最も多く、全体の二五・四二%、四七貫一〇〇文、次いで静岡多比村の与七、治助に七五本、三五貫三二五文のめじかが販売されている。馬込村の源四郎への五五本、二五貫九〇五文を加えると、静岡への販売は六一貫二三〇文、全体の三三・〇四%になる。これは商人仲間への販売と同額であり、沼津問屋売より一四貫一三〇文多い。多比の与七への販売高は安政六年の鯉の販売でも、他村売の中で最も多かつ

た。ともあれ、ここでも静岡、沼津の商人売が販売の中心であったことが確認される。久料村及び西浦諸村への販売は足保の吉左衛門、清吉への五本の販売を含めて三一・五本、一四貫八三六文であった。そのほとんどが、「預り魚」つまり小売であった。当然のことながら小売の中心は久料村で販売総数(預り魚)は二四本、小売全体の七六%、一人平均二本であった。小売の合計は総販売額の八%、一割に満たない。総売上の九割が商人売であった。なお、安政六年鯉の相場は一本二二一文であったが、文久元年六月のめじかの相場は約四六九文であった。魚の相場は年により、日によって変動が大きい、それでも鯉よりもめじかの方が高いことだけは附言しておきたい。

## 二 久料村の漁方勘定

久料村には津元五郎右衛門が記帳した、数点の勘定帳が残されている。そのうち最も古いものは享保一四年の「立  
狺諸勘定日記」である。まず、同日記を検討することにしよう。

### 諸勘定覚

一金壹両 庄兵衛方々取ル

此已け

三分四百文 御役人へ遣

二百文 重須酒で割合

甚兵衛ニ遣シ

三拾文 ゑんま式枚

三拾六文 酒で割出ス

三分六百六拾六文引

残テ六百三拾文

八月廿九日

ゑなし

一 三束分 清次郎分

代式両鑓壹貫百五十式文

同

一 壹束分 沼津 次郎左衛門分

代貳分壹貫貳百四十九文

二口ノ貳両貳分貳貫四百五文

此内

壹分

勘兵衛渡ス

百文

半左衛門五郎左衛門両人

沼津ニ泊リ入用

ノ壹分百文引

残テ貳両壹分貳貫三百五文

一 金一両

庄兵衛方取ル

ノ四両壹分貳貫九百三十五文

内

貳両壹分壹貫三百文

御三分一之分

鑿七百文

薪分一

.....

ノ貳両壹分貳貫貳百四拾八文拂

残テ貳両六百八拾四文

一貳分鑿八百六拾四文

木負村  
勘左衛門分取ル

二〇ノ貳両貳分一貫五百五十二文<sup>(四十八カ)</sup>

内

壹分九月四日 太郎右衛門渡

.....

右の史料は享保一四年の勘定日記の始めの部分である。この記載例から明らかのように、この日記は入金があると、一筆ごとにその支払の内分け、その差引を計算し、次の入金額と合せた有金の支出内訳を順次計算し、記帳していったものである。ただ最初の「残テ六百三拾文」は八月廿九日の鯉の販売代金に加算されていない。八月二九日以降は全て残高が繰越されている。最初の「六百三拾両」がなぜ繰越されていないのかは不明である。

ところで、八月廿九日の場合は

ゑなし

一三束分 清次郎分

沼津

一壹束分 次郎左衛門分

とあり、江梨の清次郎と沼津の次郎左衛門に売った魚の代金であった。この魚が鯉であるかめじかであるか、あるいは鮪であるかは明らかではないが、この史料が「立獺諸勘定日記」であるから、立網漁の漁獲物であることは間違いない。他の「誰々ヨリ取」との記載も魚を買取った者であったと考えられる。

表4は享保一四年の勘定日記を入金、出金に分け、その内訳を分類集計したものである。

まず入金を見ると、魚の買取人は当村久料村の二人、と江梨、木負、沼津の各一人、合計五人、その購入件数は八

表4 享保14年立漁諸勘定明細 ( )は%

	入 金					出 金				
	件数	金	銭	銭ニ直シ		件数	金	銭	銭ニ直シ	小計
当村 庄兵衛	4	4.0.0	1,181	(22.1) 21,661	御役人へ遣ス	1	0.3.0	400	4,240	
" 甚兵衛	1	6.0.0		(31.4) 30,720	御三分一	1	2.1.0	1,300	12,820	
江梨 清次郎	1	2.0.0	1,152	(11.6) 11,392	薪分一(勘兵衛分)	1		700	700	(59.3) 17,760
木負 勘左衛門	1	0.2.0	864	(3.5) 3,424	酒手渡シ	3		286	286	
沼津 次郎右衛門	1	6.0.0		(31.4) 30,720	ゑんま2枚	1		30	30	
					沼津へ泊入用	2 <sup>(人)</sup>		100	100	(1.4) 416
					庄兵衛へ渡	1	0.3.0		3,840	
					勘兵衛へ渡	1	0.1.0		1,280	
					太郎右衛門へ渡	1	0.1.0		1,280	
					半左衛門へ渡	1	0.1.0		1,280	
					幸八へ渡	1	0.1.0		1,280	
					五郎右衛門へ渡	2	0.2.0		2,560	(38.5) 11,520
					五左衛門へ渡	1		50	50	
					重徳久兵衛へ遣	1		200	200	(0.8) 250
					小 計	18	5.1.0	3,066	(30.6) 29,946	(100) 29,946
					差 引 残		13.1.0	131	(69.4) 67,971	
総 計	8	18.2.0	3,197	(100) 97,917			18.2.0	3,197	(100) 97,917	

史料：享保14年「立漁諸勘定日記」

備考：銭相場は金1両=5,120文

(但し：史料中の9月11日相場)

件であった。最も購入額の多いのは久料村の甚兵衛と沼津の次郎右衛門で、その購入額は六両、銭に直すと三〇貫七二〇文で、この年の総売上高九七貫九一七文の三一・八%に当る。したがって、この二名で六三・六%を購入したことになる。地域で見ると、この甚兵衛と次に多い庄兵衛が共に久料村の者であり、この二名の合計は五三・一%、ほぼ売上の半分が久料村で販売されたことになる。にもかかわらず、売上高の三一%が沼津売であることは前節で見た様に、この地域の立網漁が沼津を中心とした市場を前提におこなわれていたことを物語っている。なお魚を購入した件数は八件であったが、立網を入れたのは五日であった。ここでも、前節で明らかにした、立網漁がおこなわれるのは年に数日であったとの結論を確認することができる。次に出入金について見ることにしよう。



出金の合計は錢に直して二九貫九四六文である。それはこの年の収入九七貫九一七文の三〇・六%に当る。その差引残六九・四%に当る六七貫九七一文が代<sup>しろ</sup>り<sup>り</sup>として津元及び網子に分配されたものと思われる。事実、次に検討する天保七年の「漁方勘定帳」では差引残高が代割りされている。おそらく、この年も、「漁方勘定帳」で代割計算がなされたのであろう。

さて、出金の内訳を見ると、御役人へ遣した三分と四〇〇文を含めた分一金が錢に直して一七貫七六〇文と支出全体の五九・三%を占め、次いで庄兵衛以下八名に対する渡金が、総支出の三九・三%を占めている。酒手其他の支出は四一六文、一・四%に過ぎない。

庄兵衛以下の渡金の内容は不明であるが、五左衛門と重須村の久兵衛を除いた六名のうちに庄兵衛を除いた五名には一件一分(一貫二八〇文)づつの均等の支払がなされている。そこに何らかの意味が隠されていると思うが明らかではない。庄兵衛は収入の項に明らかなように魚の購入件数が最も多く、また二件、二分の支出がなされた五郎右衛門は、この日記の記帳者で、久料村の津元である。この点と何らかの関連があるのかも知れない。ともあれ、総収入の三〇%に当る支出の内容は以上の通りであった。次に天保七年の「漁方勘定帳」を検討して見ることにしよう。

表5は同史料を整理したものである。天保七年「漁方勘定帳」は最初に

一金五両二分 江なし与右衛門分

四拾ノ六百七文

一金壹分

小売分

四ノ八拾八文

.....

と入金分、つまり魚の販売高と買取人が記され、最後に総売上高が記され、「此永三拾四貫九百四拾五文 丸高」と永換算されている。丸高とは浜丸高の意味であり、この入金が立網漁の漁獲物の販売高であることを示している。この永三拾四貫九百四拾五文から

内

永六〇九百八拾九文 かけ貳割

拾四ニ割壹軒ニ付

壹人前貳分

永四百九拾九文貳分

永四貫五百九拾貳文 十九人若衆かけ

差引残

永貳拾貳貫八百六拾四文

とまず、永六貫九八九文の「かけ貳割」を引き、それを一四に割った壹軒ニ付永四九九文二分と永四貫五九二文の一人分の「若衆かけ」を引く。「壹人前貳分永四百九拾九文貳分」は永六貫九八九文を一四で割った数と一致する。一四という数は、この村の寺を除いた家数である。「かけ二割」とは何を意味しているのかは明らかでないが「かけ二割」の「永六貫九百八拾九文」は丸高「永三四貫九百四拾五文」の二割に相当する。したがって、「永四百九拾九文二分」は丸高の二割を一四軒の軒割によって久料村の百姓に配分されたものである。しかし、この一人前の永を「かけ二割」に加え、差引く計算の意味は理解出来ない。「かけ二割」と「一人前若衆かけ」を差引くと差引残は永三三貫三六三一文となり、「永四百九拾九文二分」、つまり「拾四ニ割壹軒ニ付永四百九拾九文二分」と一致する。

表5 天保7年漁方勘定明細

入金			出金			
名目	金	銭	金	銭	永	名目
小売分	両分朱 0.1.0	文 13,681	両分朱	文	文分	かけ2割
江梨与右衛門分	5.2.0	40,607			6,989.0	若衆人前2分引
助三郎分		4,222			499.2	若衆かけ
三津助(右衛門分)	2.0.2	16,714			4,592.0	若衆かけ
古字市五郎		2,428		7,200	2,286.4	若衆修覆引
馬込利八	3.0.0	1,188		2,400		若衆16人
村平右衛門	10.0.0	17,700		3,350		年寄6人
計	20.3.2	96,540	0.2.2	16,518		下男共
七蔵殿手間分	20.3.2	96,107	0.0.1			御神祭
433文引				200		酒他諸払
				200		寺
			0.2.3	29,868	永に直し 5,079.4	延寿院
			(0.2.0永24.7)		625.4	満念寺
					112.5	計
					20,183.9	御分一
					*14,761.1	とびす
永 34,945*	丸高					計 残
						差引
						永 34,945*

※永 14,761\*  
此割 24代

壹代ニ付永 615 文  
半代ニ付永 307 文  
二代半永 1,337\*5<sup>9</sup>  
二代永 1,230\*  
壹代半永 920\*5<sup>9</sup>

史料：天保7年「漁方勘定帳」  
久料村津元五郎右衛門

「かけ」の意味は不明であるが久料村の総家数一四軒で割った「かけ」と十九人の若衆に配分した「かけ」がまず差引かれ、次いでその差引残「永貳拾貳貫八百六拾四文」から、その一割が「永貳貫貳百八拾六文四分 壹割修覆引」として差引かれている。「壹割修覆引」とは後述するように漁具其他の修覆費である。更に、若衆十六人、年寄六人、下男共子共、寺、延寿院、満念寺の項目で合計、金二分三朱と二九貫八六八文、永に直して五貫七九文四分が差引かれる。

その結果残った差引残「永拾五貫四百九拾四文貳分」から「金三分」と「永廿四文七分」が「御分一」として差引かれ、更に「とびす」を差引いた「永拾四貫七百六拾壹文」を「此割貳拾四代」と二四で割り「壹代ニ付永六百拾五文」と代々当りが計算されている。

このように見えてくると「漁方勘定帳」は浜丸

表6 天保7年浜方諸払明細

酒代其他払	支払額 (両、分、朱文)	手間の覚	1人前支払額 文	総支払額 文	総計 文
酒・酢代	0, 2, 2	若者分 16人	150	2,400	
盆前酒代		長兵衛以下 6人	400	2,400	
盆後酒代		権七以下 8人	300	2,400	
肴代		喜八	200	200	
のぼり代		常吉	150	150	
小計	0, 2, 2	万蔵以下 7人	(85)	600	
銭ニ直シ小計				8,150 (21.05)	38,712 (100)
				30,562 (78.95)	

史料：天保7年「浜方諸払帳」  
備考：銭相場は金1両5,880文  
(但シ、同年「漁方勘定帳」の相場)

高から、引分と分一金を差引き、津元や網子に対する配分基準額、つまり代り当りを計算する帳簿であった。その意味では「漁方勘定帳」が立網漁経営における基本帳簿であると言えよう。

表5は右の天保7年「漁方勘定帳」を入金丸高と出金諸引とに分けて集計したものである。この年の丸高つまり魚の販売高は永三四貫九四五文、そのうち村、つまり久料村の平右衛門がほぼ半分を買付け、残りの半分を江梨、三津、古宇、馬込の商人が買っていた。村の平右衛門は安政六年の「鰹浜丸覚帳」でも治兵衛とともに一〇〇本の鰹を買付けており、治兵衛の場合は商人であることが他の史料で確認されているが、平右衛門も、この天保7年を見ると商人であったと見ることが出来る。

永三四貫九四五文の入金(販売高)に対し、支出の合計は永二〇貫一八四文、総販売高の五七・七五%であった。そのうち御分一と及びすを引いた一九貫四四六文一分が前節で明らかにした「諸色引」と「十五引」の分で、それは総販売高、つまり丸高の五五・六四%に当る。また、代計算の基礎となる「差引残」は永一四貫七六一文で、それは丸高の四二・七四%であった。

ところで、「漁方勘定帳」の御分一を差引いた部分が諸色引と十五引である。その内容は表5の様に「一四軒によって軒割された「かけ二割」

と「十九人若衆かけ」と「一割修履金」、更に若衆、年寄、下男に対する払金、御神祭、諸寺への払金であった。若衆一六人、年寄六人、下男共への払は天保七年「浜方諸払帳」では表6の如く、「手間の覚」として出て来る。表5と表6を比較して見ると若衆一六人への払は表5では七二〇〇文、表6では二四〇〇文となっているが表5の年寄以下六人の二四〇〇文は表6では甚兵衛以下六人として一人前四〇〇文合計二四〇〇文となっている。また、表5の下男共に対する払三三五〇文は表6の権七以下八人、喜八、常吉、万蔵以下七人への支払合計と一致する。このことから判断すると、表5の若者、年寄、下男共に対する払は立網漁に参加した、この者達への手間賃であったと見ることが出来る。つまり、代割される配分金とは別に、立網漁に働いた者に対する労賃が支払れていたことになる。

この事実は立網漁の漁業組織に津元組織が津元と代水主と若者、年寄、下男、子供等の手間取りによって編成されていたことを物語っている。この地域で網子と言う場合、代水主のみを意味するのか、手間取りも含む表現なのか、これまでの研究では明らかになっていない。今後に残された課題である。

### 三 史料に現れた立網漁の諸経費

この地域の立網漁は伊豆七島に沿って北上し、駿河湾に入りこの地域の海岸に接して回遊してきた魚を山嶺にある魚見人の合図によって、大手網をもって立切り、諸種の附属網をもって岸边に曳寄せ、取り網をもって捕獲する漁法である。その網をあらかじめ仕掛ける漁場を網戸、網戸場、網渡場と言った。第五区西浦地区の場合は六区の内浦諸村の様に袋状の入江はなく、張置網と呼ぶ、藁製の網を掛けて置き海岸線と海岸線にやや平行に張った張置網の口を魚が入ると立切網により塞ぎ、附属のすくい網を使って、とりあげるといふ漁法であった。『静岡県水産誌』巻四によると、「久料・足保小区の漁具」には「立切網ニ使用スル網具ハ張置網（長凡四百五十尋）二張、大手網（長五百尋浮丈三

十尋)二張、す網(長四百尋浮丈二十尋)四張、中す網(長百二十尋浮丈二十尋)二張、浮網(長三百尋浮丈十二尋)二張、大麻網(長三百尋浮丈三十尋)二張、中麻網(長百二十尋)、まき網(長百尋浮丈十尋)、大小丈網(長八十尋浮丈六尋)、中小丈網(長八十尋浮丈四尋)二張、取網(長三間半中三間)二張等ニシテ」と記されている。

この様に、立網漁には大小様々な網が必要であり、とくに張置網は藁製で漁期中は張置くもので、毎年取り替える必要があった。こうした漁網の外に、この網を仕掛け、魚を曳寄せ、すくいあげるためには漁船も必要であった。こうした漁船や漁具の製作、修覆にはかなりの経費が必要であったと思われる。前節で見た漁方勘定帳類の支出、諸色引分にはこれらの経費は出てこなかった。これらの費用は一体どの位のものであったのだろうか。残されている若下の史料から見ることになろう。

久料村には慶応三年の「漁方修覆除金諸拂帳」と題する一冊の帳簿が残されている。この史料は

慶応三列年

一金百壹両三歩 列年除金

一同三拾八両貳朱 同修覆金

一同五両三歩<sub>ト</sub> 同網半代

九百三拾六文

三口

ノ金百四拾五両貳分貳朱<sub>ト</sub>

九百三十六文

と列年除金、修覆金、網半代計三口の入金が記され、「此拂方」として、その支出を記帳したものである。

表 7 慶応 3 卯年漁方修覆除金諸払明細

	収 入		金ニ直シ		支 出		金ニ直シ	計	備 考
	金	銭			金	銭			
如年除金	101.3.0	同文朱文	101.3.0	雑代	30.0.3	4,963	30.3.2		多比、口野ヨリ買
同修覆金	38.0.2		38.0.2	ろう千代		2,100	0.1.1		義兵衛へ払
同網船半代	5.3.0	936	5.3.2	もや船 1 艘		30,414	4.1.2		義兵衛へ払
				船撃代		4,800	0.2.3		
三口合計	145.2.2	936	145.3.0	手間小払		7,700	1.0.1	(23.2)	
				ろうそく代		5,000	0.3.0	37.1.1	治兵衛へ払
				酒代		4,200	0.2.2		古宇大浜・儀兵衛へ払
				酢・醤油代		57,500	8.1.0		治兵衛へ払
				神事祭礼入用	7.1.2	33,614	12.0.3	(13.8)	氏神・山神様入用
				貸金				21.3.1	
				村市兵衛	56.3.0	603	56.3.1		寅ヨリ如々テ貸金元利
				村商人治兵衛	8.2.2	30	8.2.2		仕切金不足
				足保清吉	2.2.2		2.2.2		
				立保兵右衛門	15.0.0		15.0.0	(52.2)	
				渡	15.1.1	1,083	15.1.3	83.0.1	
				不	1.1.0	2,932	1.2.3	(10.8)	
				合				17.0.2	
				計				(100)	
								159.1.1	

史料：慶応 3 卯年 8 月久料村「漁方修覆除金諸拂帳」  
備考：銭相場金 1 両 7,000 文。

表7は、その内容を費目別に分類集計したものである。入金合計は金に直し一四五両三分であり、そのうち約七〇%の一〇一両三分がこの年の除金、二六%の三八両二朱が修覆金、残りが網船半代であった。それぞれの費目の意味内容ははっきりしないが、この史料が「卯年漁方修覆除金諸拂帳」であるから、この三口はこの年の「浜丸」(水揚高)から船及び漁具類の修覆引当て金として除かれた金であることは間違いない。

次節で検討する「立漁浦法并徳用割合仕形書上帳」に

.....

残五拾五本

内

八本式分五厘 拾五引

是ハ網船、網、碇、修覆入用ニ退置申候

とあり「十五引」として網船、網、碇の修覆入用が除かれている。この史料はめじか百本の水揚があったと仮定して、その配分、分一の計算の方法と比率を定めたものである。したがって、この計算方法によって「浜丸」つまり、水揚高から除かれた修覆引当分が、「除金」の意味であると考えるのが妥当な解釈であろう。勿論、この三口のうち、「同修覆金」とある三八両二朱については右の解釈で説明がつくが「卯年除金」、「同網船半代」については「十五引」に含まれているのか、別途に用意されたものなのか、「網船半代」とある半代とはどのような意味なのかははっきりしない。ただこの史料の表題から考え、漁方修覆の引当金であることは間違いないと言えよう。

入金をこの様に考え得るとすると、漁方の修覆引当金を支出した内訳を示したのが、この諸拂帳であり、表7はその明細を支出費目別に集計したことになる。



表 8 久料村の漁獲高の変遷

	漁獲高	史料
享保 14 年	91,917 <sup>文</sup>	「立獺諸勘定日記」
享保 15 年	62,142	「諸色御分一改取立帳」
宝暦 12 年	119,165	「久料村浜方分一取立帳」
天保 7 年	219,285	「漁方勘定帳」
安政 6 年	802,466	「鯉浜丸覚帳」

備考：作表に当り、その年の貨幣相場で錢に換算した。

この様に漁具、及び船、碇等の修覆、つまり立網漁の生産手段の維持に支出されるものであるとの前提に立って支出を見ると、この表からいくつかの問題点を読み取ることができる。

この年には引当金Ⅱ収入より支出の方が約一四両程多い。しかし、それは実際に修覆に掛った費用が多いことを意味しない。即ち、この年に実際に漁具、船等の修覆に掛ったのは、縄代、ろう手、もや船一艘で、その合計は金に直し三五両二分一朱であった。もや船一艘とはもや木を積む船、つまり小揚船一艘という意味で、久料では小揚船は漁船でもあった。船撃代、手間小払も生産手段維持の費用として加えても支出合計の二三・二%、三七両一分一朱に過ぎない。

しかし、三七両一分一朱という金額は、例えば、この村の漁獲高の変遷を示す表 8 で最も多い安政六年と比べて見ると、この年の三七両余の支出を錢に直すと二五九貫文余となり、安政六年の漁獲高八〇二貫文余の三二%に相当する。このように、三七両余の修覆費等の支出は必ずしも少ない額とは言えないであろう。立網漁は漁獲高にくらべ、かなり生産手段の維持費がかかる生業であったと言える。

次に酒・酢・醤油等網子達への飲食費と神事祭礼費に二一両三分一朱が支出されている。これは先に述べたように、漁方勘定のなかでも見られる支出項目である。したがって、ここでの酒手や神事祭礼入用は漁方勘定のなかにある同種の支出とは性格が異ったものであることを予感させる。いずれにしても、引当金に対して修覆金の支出が少ないために支出されたものであろう。

ところで総支出の内、最も多いのは、総支出の五二%に当る八三両一朱の支出を見た

貸金である。このうち村商人治兵衛に対する貸金は、「仕切金不足」であるから本来の貸付金ではない。治兵衛はこの表によると八両一分の酢・醤油と三分のろうそくを売っていた。治兵衛は前節で明らかのように鯉、めじかの「浜丸覚帳」でも久料村の漁獲物を最も多く買い取っている商人でもあった。

ところで貸金は村の市兵衛に五六両三分一朱と多額に貸付けられ、その外、足保村の清吉に二両二分二朱、立保村の兵右衛門には一五両も貸付けられている。市兵衛の場合は「寅ヨリ卯マデ貸金元利」であり二年間に貸付られたものであるから、年平均二八両程であった。

こうした貸付金の利足がどの程度のものであったかは、ここでは解らない。いずれにしても、修覆引当金の残金が貸金に廻され、しかもこの帳簿のなかで処理されていることは、修覆除金引当金がここでは別会計としてあつかわれていたことを意味する。

すでに指摘したように、<sup>(12)</sup>この村の立網漁は漁具も村有であり、経営もまた村の共同経営であった。したがって、修覆引当金を別会計として取り扱かう仕様は、この村の津元経営の共同体的実態の帳簿上の表現であると見ることができよう。この帳簿の記帳者である津元は立網漁の個別経営者≡網元ではなく、立網漁の共同体的経営の管理者であった。

ともあれ以上二つの史料から立網漁には生産手段の維持管理にかなりの費用がかかることを知り得た。次に多額の費用がかかると予想される漁船の建造費について見ることにしよう。

表9は文政一二年の「網船入用勘定帳」を整理集計し、網船一艘の建造費の内訳を見たものである。すでに別稿<sup>(13)</sup>において明らかにした様に、村差出帳や船数書上帳を見ても、この村には廻船はなく、わずかに二〜三艘のもや木を沼津に運ぶ小揚船と役を免除された二〜三艘の小乗船があるのみであった。小乗船は漁業や耕作船として肥料の運搬に

表9 文政12年網船一艘の建造費

( )・( )は%

分類	支出項目	支出額		合計		銭ニ直シ合計
作料	古字木挽3人分	35人半	両分朱文 1.0.0	518	両分朱文	
	江梨鍛冶屋	14人	0.2.0	250		
	久連大工	69人	1.3.2		3.1.2	768
	飯米8俵		1.2.0	1,720	1.2.0	1,720
						34,660 (54.37)
原料代	かいご板 板1枚 } 木材 ひもろ } 鉄2箇 炭12俵 銅 すべり ろうで		1.2.0			
				1,000		
				1,500		
			1.3.2	288		
				2,548		
				472		
				800		
				200	3.1.2	6,808
造船費用合計					8.1.0	9,296 (77.64)
						63,743 (100)
船おろし祝い払	舟おろし米1俵		0.2.2	500		
	舟おろし大工祝			106		
	ちよな立酒代			350		
	ちよな立祝			200		
	酒1樽		0.3.0	5,030		
	半紙4状			64		
	さかな			100		
	見よし			1,300		
	酢代			150		
	なす			200		
	醤油			200		
	さかうめ・切こぶ			200		
	酒4升			750		
	炭1俵			64		
もや木6把			100	1.1.2	9,314	18,359 (22.36)
総計					9.2.2	18,610 (100)

史料：文政12年「網船入用勘定帳」

備考：銭相場金1両6,600文

使われ、それ故に役を免除されていた。小揚船も漁期には漁船に使われていたと考えられる。この地域の漁船は三尋から四尋のいわゆる伝馬型の船である。例えば土肥の寛政四年、「廻船漁船小揚船上帳下書」によると、この年にあった七艘の漁船は長さ三尋三尺の一艘を除き全て長さ三尋二尺であった。小揚船は長さ三尋四尺、ほとんど漁船と大きさに変りはなく、役永も、漁船、小揚船ともに一尋三〇文であった。役永は年により多少の違いがあり、また年代不詳の土肥の関家文書によると船の大きさは漁船は三尋二尺であったが小揚船は三尋三尺で一尺小揚船が大きい、大差はない。この年には漁船の役永は一尋永三〇文であったのに対し小揚船の場合は永三三文と三文高くなっている。この様に、漁船と小揚船には多少の違いはあるがほぼ三尋から四尋のいわゆる伝馬型の船であることには変りがない。久料村の延享四年の「船改書上帳」によると、この年二艘の小揚船があったが、その内一艘は四尋五寸、一艘は三尋三尺であった。久料村でも、漁船、小揚船の大きさは長さ三尋から四尋であったと見て良いであろう。したがって、「網船入用勘定帳」の網船も三尋〜四尋の伝馬型の船であったと思われる。また、この年には網船が建造されているのであり、差出帳や船数帳に網船・漁船が無いと書かれても、それは網船・漁船が無いと言う意味ではなく、この村では立網漁以外は生業としての漁業が行われていないのであるから、漁船として実動するのは前述のように年四・五日で、大部分はもや木の運搬に使用されていたため、小揚船として登録されていたと考えるべきであろう。網船一艘の建造費は小揚船一艘の建造費を意味している。

さて、表9から建造費の内容を検討すると、総計九両二分二朱と一八貫六一〇文の建造費は八両一分と九貫二九六文の造船費用と一両二分二朱と九貫三二四文の船おろし祝いの費用に大別される。総計に対する比率は造船費が七七・六四%、「船おろし祝い払」が二二・三六%であった。船おろしの祝費には「ちよونا立」の祝費も含まれており、こうした儀礼費として総建造費の二割強、造船費用の三割にも当る費用が支払れていることは海民達の海に対する恐

れ、信仰の強さを示すものであろう。

造船費用は原料代と木挽、鍛冶、船大工の手間とその飯米を加えた作料に分けられ、原料費は造船費用合計の四五・六三％で作料の方が五四・三七％と一割程多い。飯米を除いた手間賃は三六・一四％、錢に直して二三貫四〇文であった。

ところで作料を見ると古宇村の木挽三人と江梨の鍛冶屋と久連の船大工によって漁船の建造がおこなわれていることが解る。延べ労働人数で見ると大工が六九人と総労働人数一一八人半の五八・二二％を占め、次いで古宇の三人の木挽の伸べ労働人数が三五人半と二九・五三％を占めていた。原料である板材は、堅木のひもろやかいご板を除いて木挽を備い山から伐出し製材していたことを示している。その意味では原料代と作料は完全には区別出来ず、そのことが当時の漁船建造のあり様を示していると言えよう。なお鉄・銅・炭は原料代に含まれ、それは鍛冶が原料を持って来るのではなく、ふいごと鍛冶具だけを持って手間賃を取る職であったことを物語っている。

以上、慶応三年の「漁方修覆除金諸拂帳」と文政一三年の「網船入用勘定帳」を使って、漁具並びに漁船（小揚船）の製造、維持費について検討してきた。その結果、漁業という生業は生産手段の維持にかなりの費用がかかることを知ることができた。そして、そのことが、汐早で波浪厳しく、巨岩大石が海岸から沖まで続く、必ずしも漁場環境にめぐまれない、この村において、黒潮に乗って回遊してくる、その意味では季節性の強い鮪、鯉、めじか等を立切網漁法のみによって漁獲するこの村の漁業を網戸場の権利も、漁具も村有とする共同性の強い、いわば共同体漁業とも呼び得る性格にしたのであろう。次に、この点を「立漁浦法并徳用割合仕形書上帳」等を使って検討することにしよう。

#### 四 久料村における立漁浦法并徳用割

「久料足保の二小区ハ併合シテ、一漁場ニ漁業ヲ営ム、漁具モ亦二小区ノ共有物ナリ」

右の史料は『静岡県水産誌<sup>15)</sup>』巻四の五頁、「久料、足保小区ノ漁具」の冒頭の一節である。『静岡県水産誌』の調査は明治二三年から同二四年にかけておこなわれたものであるから、明治二三年には久料、足保は併合し一つの網戸場で漁業を営み、しかも漁具も共有する、二村の共同経営であった。こうした状況はすでに江戸時代にも存在し、一網戸場で二村の津元が交替で立漁をおこなっていた。しかし漁具はすでに見た様にそれぞれの津元を管理者とした村有であった。本節で検討を加えようとする「立漁浦法并徳用割合仕形書上帳」も表紙に「豆州君沢郡久料村足保村」とあるように、この二村の立網漁の浦法と徳用割合を記したものであった。

この綴は「徳用割合仕形」の書き上帳と「久料村足保村口上書」をまとめた部分からなっている。なお、この史料は寛延三年のものである。まず、「久料村足保村口上書」の部分から検討することにしよう。

この「口上書」は寛延三年に山本平八郎様三嶋御役所から久料村足保村両村に対し「両村魚漁浦法仕来之趣」についての御尋があり、その質問に対し久料村、足保村両村の名主津元、組頭、百姓代、網子(惣)代が、質問事項に沿って書き綴った口上書である。即ち、この口上書の末尾は

右者両村魚漁浦法仕来之趣、委細御尋ニ付申上候所、少<sup>ニ</sup>茂相違無御座候、勿論右之外<sup>ニ</sup>者<sup>ニ</sup>両村魚漁之品一切無御座候、若御尋之儀共少<sup>ニ</sup>茂相違之儀申上候ハ、何分之儀<sup>ニ</sup>も可被仰付候、以上

と記されている。その質問事項は七項目からなり、第一項は

一私共式ヶ村魚漁并ニ浦法并ニ御年貢分一運上等訳其外津元網子徳用割合等之仕形、共ニ委細御尋ニ御座候

と、久料・足保両村の魚漁、浦法、御年貢、分一運上、および津元網子の徳用割など、漁業の内容から年貢運上、更に漁獲物の津元と網子との間の配分方法まで、漁業全般について問いただしたものである。

次いで二項目では「右網戸場の儀者津元之者支配仕来候哉并ニ津元株増減仕儀有之哉」と網戸場の支配と津元株の増減について問うている。三項目では「立漁道具仕立修覆等之儀」につき尋ね、四項目では「魚見其外人数、給分の儀」、つまり立網漁の労働編成と給分について質問している。五項目では「立漁其外浦方ニ付、御年貢、分一運上等」について尋ね、六項目には「右立漁徳用割合」について、最後に「右式ケ村共、右立漁之外釣漁并ニ鰯漁」などが無いかを問いただしている。

右の七項目の質問に対し、久料村、足保村の津元名主以下が逐一解答している。ここではその解答をもとに久料村、足保村の漁業の状況について素描を試みることにしたい。

この二村の漁業は「式ケ村之儀者立漁斗仕候村方ニ而外漁ハ一切不仕候」(二項)と立網漁のみを行う村であり、更に最後の質問に対しても「釣漁之儀者仕当ニ合不申候故、前々より一切不仕候、鰯漁之儀、是又仕来不申候故、網等も所持不仕、一向右漁仕候儀無御座候」と、釣漁も、鰯漁も行わず、それ故に網も所持していないと解答している。この様にこの二村は立網漁のみをおこなう村であった。

この唯一の漁業である立網漁も「網戸場ヶ所つゝ有之候へ共、魚付悪敷御座候故、大漁仕候義、無御座候」状態であった。それ故、「津元之儀も睨と究り候と申儀者無之、名主役仕候もの津元仕候」と名主を勤める者が津元を勤めていた。津元が名主を勤めるのではなく、名主が津元を勤めたのである。つまり、津元はよく漁村で見られる網元の様に、私的漁業経営者ではなく、共同体的漁業の責任者、管理者に過ぎないことを物語っている。「当時両村共ニ名主壹人つゝ津元仕罷有候」と両村には一人づつ津元が居た。その津元は、「代々名主仕候故、津元も仕来申候得共、此

上名主相替り候へ者、後役へ津元も相渡候村法ニ御座候」とある様に、名主であるから津元を勤めるのであり、名主が替れば、交替した名主に津元を引継ぐのが村法だと言うのである。また網子も「村中百姓不殘網子ニ相成立漁仕来候」と村中の百姓全てが網子として立網漁に従がう、津元ニ名主、網子ニ百姓ということになる。

したがって、網戸場も「網戸場之儀も津元支配と申ニも無御座、津元、網子一統支配之網戸」であった。当然、津元株も「前々々増減不仕、壹村壹津元つゝ立来申候」ものであった。

この様に、この両村の津元は本来漁業経営者ではなく、名主であるが故に津元を勤めるのであり、当然立網漁の道具も津元として個人で所有するものではなかった。この点について、久料村・足保村の名主は次の様に答えている。

一右魚漁道具仕立修覆等之儀、御尋ニ御座候

此段両村共ニ立漁網、船壹組ツ、其外小立網、取網所持仕候、右仕立、修覆共ニ津元、網子同用ニ出金いたし候て、右漁道具所持仕来申候、尤右之外ニハ漁道具ハ無御座候

両村共に立漁(切)網及び小立網、取網を一組と網船を持ち、その製作費と修善費は津元と網子が同じ様に出金し負担していたのである。つまり、立網漁に使う生産手段は村有であり、その内容は津元名主を含めた網子ニ惣百姓が平等に負担するというものであった。但し、「立漁の節乗ル小船共ハ網子津元勝手次第所持」するものであった。この小船が「船数改帳」にある小乗船であったと思われる。

立網漁には山嶺の魚見台に立って、魚群の動きを観察し、網を入れる合図から魚を採り込むまで、立網漁の指揮をとる、地曳網では沖合に当る見祢、その合図によって、小船に乗り、積み込んだ大石をおもりとして立切網に結び、あらかじめ空中に張っておいた立切網を海中におろす「いや結」、網船を操つる「船繫」と呼ばれる船頭などが必要であった。これらの共同作業によって立網漁はおこなわれたのである。勿論、立網漁は立切網をおろす漁夫ばかりでな



く、大小の寄せ網により、立切網によって退路をふさがれた魚を岸边に寄せ集め、取網により、すくいあげ、あるいは海岸に引きあげる働き手が必要であった。こうした作業は村中総出の仕事であり、その仕事に対して支払れる対価が勘定帳に見られる手間賃であったと思われる。こうした手間稼の者達は鮪を輪切にし、塩づけにして桶、樽に詰めたり、鯉を樽づめにする荷造をしたと思われる。久料村や足保村のように家数も一四、五軒と少ない村では、立網漁は村中総出の作業であったと言えよう。この村が漁獲量は少いにもかかわらず、またすでに述べたように、村の経済全体の中では漁業のもつ比率が低いにもかかわらず、明治二三、四年の調査（『静岡県水産誌』）でも家数に対する漁家戸数の比率が一〇〇％になっている、一〇〇％の意味内容であろう。

この立網漁の労働編成についても質問があり、次の様に答えている。

一立漁ニ付魚見見外人人数給分之儀御尋ニ御座候

此儀彦村ニ見祢彦人、船撃三人、いや結彦人御座候て、見祢は魚見仕候、船撃は右網船世話仕候船頭ニ御座候、いや結者網之をもり石を附候ものニ御座候て、右之もの共何連も網子之内方見合候て銘々相勤申候、給分之儀者一同代割取候外ニ水引之内相渡申候、委細徳用割合書附相記申候

この記述によると、この村には魚見をする見祢が一人、網船を世話する船撃と呼ばれる船頭が三人、網のをもりを附けるいや結が一人居たことになる。船頭は普通は一船に一人乗るのであるから三艘の網船があったことになる。ここから考えても「船数改帳」や「差出帳」に見られる小揚船は立漁期には網船として使われたと考えざるを得ない。

ところで、この記述によると、見祢をはじめ船頭、いや結は網子の者のなかから見合った者を選び、その給分は、代割による配分金と水引として差引いた分からの渡金によって構成されていたことが解る。つまり、先に検討した勘定帳の引分の中には代水主の給分も含まれていたことになる。しかし、勘定帳の分析では、その点は確認されなかつ

た。その際「手間覚」で、若衆、老人、子供へ支払れている部分は代割を取る代水主ではなく、手間として岡働、手伝働をした者に対する給分であると基本的には考えるべきであろう。勿論こうした点を調査検討することも今後に残された重要な課題であることは言うまでもない。

立網漁に対する年貢運上は「此儀立漁三分一上納仕来申候、右之外上納無御座候」と三分一運上以外には掛ることはなかった。この地域では立網漁の場合は三分一、釣漁や鱒漁については十分一の運上が掛ったが、この答申では「釣漁之儀者仕当ニ合不申候故、前々右一切不仕候、鱒漁之儀是又仕来不申候、網等も所持不仕、一向右漁仕候儀無御座候」と解答している。この両村には釣漁も鱒漁も、その為の漁網も一切なく、立網漁のみを行う村であることが最後に確認されている。その立網漁の徳用割については別紙「立漁浦法并徳用割合仕形書上帳」にまとめられ提出されている。

次に津元、網子の徳用割合について検討することにしよう。

徳用割合、つまり津元網子の漁獲物の配分は

一めしか百本水揚 但シ網船壱組割合

左之通り御座候

と一組の網船が百本のめしかを水揚した場合のめしかの本数をもって配分割合を示したものである。実際には前節、例えば勘定帳で明らかかな様に漁獲物を入札によって販売した貨幣によって分配された。

右の史料を整理し、その配分と勘定の仕方を示したのが表10、表11である。

まず表11を見ると、四五本引、つまり四五%の水引と、四五本の水引を引いた残り五五本の十五%に当る十五引、更に水引と十五引を差引いた残りの三分一が運上として差引かれ、水引、十五引、三分一運上を差引いた分が津元、

表 10 立漁徳用割合 (勘定仕法)

( ) は%

		費 目	数	量	備 考
水引	祭礼祝費	神社	3	本	諸社へ初尾として
		津元鯨	5		立漁候節津元へ網子寄合鯨祝
		祝	5		網舟にて津元網子打寄祝
		祝	7	20(44.45)	立漁相済候上津元ニをいて網子共打寄祝
	手間給分	舟手間・岡手間	12		立漁之節船并陸にて手伝仕候者へ遣
		見手	2		海辺之山にて魚見仕候者取
		きりむけ	3		きりむけ之日名ヲ以船撃3人にて取
		きん船	1	18(40.00)	きん舟名目ヲ以いや結老人にて取
	修覆費	小立網	3		網仕立修覆金
		取あみ	4	7(15.55)	"
水 引 料			(65.39) 45	45(100)	
十五引(水揚-水引)×0.15			(11.99) 8.25		網船・網碇・修覆入用
三分一(水揚-水引-十五引)× $\frac{1}{3}$			(22.63) 15.58		上納仕候
合 計			(100) 68.83		
津元・網子取ルベキ分			31.17		
総 計			100		めじか百本水揚として

史料：寛延3年「立漁補法并徳用割合仕形書上帳」

表 11 立漁勘定仕法

100 本  
 一) 45……………水引  
 $55 \times 0.15 = 8.25$   
 一) 8.25……………十五引 (網船、網、碇修覆入用)  
 $46.75 \times \frac{1}{3} = 15.58$   
 一) 15.58……………三分一 (運上)  
 31.17……………津元網子取ルベキ分  
 此永 239<sup>8)</sup> 此錢 1,030<sup>×</sup> (両ニ 130 本替  
 両替 4,300 文替)  
 錢 1,030<sup>×</sup>  
 一) 32<sup>×</sup>……………津元爰びす  
 998<sup>×</sup>……………津元網子徳用 (但 22 代半ニ割)

史料：表 10 に同じ

網子の取り分となっている。表10を見ると水引の内容は立網漁に当って、神社へ奉納する初尾三本をはじめ、立網漁の際におこなう祝い分からなる儀礼、祝分・立網漁に従事する者に対する手間、給分・網の修覆金であった。四五本の水引に対する比率は、それぞれ四四・四五%、四〇%、一五・五五%であった。祭礼、祝の費用が最も多い。手間給分のうち、立網漁に最も必要な見手(見祢)、船頭(船撃)、いや結(立切網にをもりを結ぶ漁夫)に対し代割ではなく水引として配分されていることは注目される。

次に十五引を見ると

残五拾五本

内

八本式分五厘 拾五引

是ハ網船網碇修覆入用ニ退置申候

とある様に、十五引とは網船、網碇の修覆金であった。修覆金は水引の中にも小立網、取あみの「網仕立修覆入用」として差引かれている。網船と網碇の修覆費は十五引で、網の仕立修覆は水引分として差引いたことを意味するのははっきりしない。

ところで水引、十五引、三分一運上を差引いた、水揚の三一・一七%に当る津元網子の取るべき分は表11の様に一両に一三〇本替の値段で永換算し、更に銭相場で銭換算され、三三文の「津元ゑびす」を引き、津元網子へ配分する徳用分が決まる。更に、この徳用分は二二代半で割られ、一代の値が計算される。

この史料の徳用分は

残九百拾四文 津元網子徳用

但式拾式代半割 但壹代ニ付四拾文六分之内

八拾五文

是ハ津元代口并並代壹代都合式代口取申候

九百九文

是ハ拾五代者 網子拾五人分、四代ハ小舟四艘分但壹艘ニ付壹代宛、壹代ハ舟擊三人分増代として遣候分、半代ハ寺修覆之為退置候分

と記されている。

この二三代半は津元への二代、網子一五人に一人一代の割で配分される一五代、小船四艘に配分される四代、それに船擊（船頭）三人への増分一代、それに寺修覆分半代を合計したものであった。

舟擊（船頭）三人へ配分された一代は増代であり、基本的には見手、いや結と共に水引の中で得点が与えられたと言えよう。

ところで、この勘定仕法は「両村浦法ニ而前々々右之通仕来申候」もので久料村、足保村の津元名主、組頭、百姓代、網子代が記名押印し、三嶋御役所へ差出したものである。しかし、その配分の方法及び配分の率は寛政三年十一月に江梨村で定められた「立漁割合書上帳」と全く同じである。江梨村の場合、慶安年間より文久年間まで、数度の津元と網子の争いがあり、両者の徳用配分をめぐって争いがあった。<sup>(16)</sup> 漁業分一も宝曆三年に定められた「魚漁徳用割合」によると、原則として一〇〇両につき二五・二両に定められていた。勿論、それは大体の規準を示すもので、実際には魚漁分一は村請の場合十分一とする村独自の仕法が行われていたと言われている。<sup>(17)</sup> ともかくも寛政年間には江梨村においても久料村、足保村同様の徳用割合がおこなわれるようになっていた。こうした点については今後、内

浦・西浦全搬にわたって検討する必要がある。いずれにしても、魚獲高より水引、諸引(十五引)とともに分一高を差引き、その残高を津元、網子の取分として代割する計算法がこの地域の徳用割仕法の基本であった。この計算方法から五味克夫氏は理論上分一運上は津元・網子の共同負担と考えるべきだと述べている<sup>(18)</sup>。

久料村の場合、すでに明らかなように網戸場も、網船、漁具などの生産手段も村有であり、名主であるが故に津元を引受ける、この村の立網漁の共同体的性格から考え分一運上は津元・網子の共同負担、その意味で村請であったと考えられる。勿論、津元、網子の共同負担といっても、それぞれの得分に応じ、あるいは軒割りされて個々の津元、網子から徴集されるものではなく、津元である名主が、津元として、魚獲高から三分一運上を計算し上納したものである。すでに別稿<sup>(19)</sup>において述べた様に、享保一三年には江戸町人宮嶋屋四郎右衛門、三河屋市左衛門が六百八拾両の山方浜方諸色分一運上を請負っていたが、その分一金も個々に徴集されたものではなかった。

ともかくも、久料村、足保村のように総百姓が全て漁家である場合は問題はないが、多くの村の場合、別稿<sup>(20)</sup>で明らかにしたように漁家戸数が全戸数の六〇%、内浦の三津村の様に一五%に満たない村もある。この様な村の場合は、村請と言っても、実際には津元請と言うべきものではなかったかと思われる。こうした点については後日検討してみたい。

## おわりに

漁村とは漁業を主たる生業とした村ではなく、山稼を主たる生業とした村もあり、農業を主たる生業とした村もある。したがって、漁業をおこなう村を一律に漁村と呼び、半農半漁の村と呼んでも、村民の全てが漁業と農業、更に山稼に従事している村もあれば、漁民の集落が村の一地域にまとまり、住み分けられている村もある。本稿でとりあ

げた久料村は前者に属し、かつて私が検討した西伊豆の土肥村は後者に属する。村高も極端に少なく、家数も十数戸、それでいて、全村民が漁業に従事する久料村は足保村とともに内浦一四ヶ村の中でも一つの類型を示す海村であった。本稿はこうした特徴をもつ久料村の漁業の実態と性格を明らかにせんとしたものである。

その結果、山がせまり、耕すべき耕地も少なく、しかも船を撃ぐべき入江も、船をあげるべき砂浜もなく、海底まで巨岩、大石におおわれ、汐早で風波も高く、漁業には不向きな自然環境のもとでは、農業でも、林業でも十分な再生産をおこない得ず、生活を維持するために年間に数日ではあっても立網漁をおこなわざるを得ない村であったことを知り得た。

こうした条件のもとでは資本を蓄積し、網船や漁具を所有することによって水主を備い、いわゆる網元経営をおこなう漁業経営者は存在し得ず、名主が漁業管理者として津元役を勤め、漁船も漁具も津元、網子の共有する共同体的性格をもった漁業を展開せしめたのである。したがって漁獲物の配分もまた村民によって決められた浦法に基本的にはもとずき、漁業運上である分一金もまた、津元名主のもとで計算され上納されていた。こうした共同体的漁業の性格は明治以降もますます顕著になり、少くとも西浦地区の漁業の、更に村そのものの共同体的性格の在り様を顕著に示していると言えよう。それが立網漁という漁法にもとづくものなのか、あるいはこの村に典型的に示される生産構造にもとづくものなのか、今後に残された課題であろう。

## 註

- (1) 拙稿「豆州西浦組久料村の生産と生業―海村の一類型」(『歴史と民俗』9、一九九二年、平凡社)。
- (2) 『静岡県水産誌』巻四。(一八九四年)。
- (3) 前掲拙稿、註(1)に同じ。

- (4) 拙稿「九十九里地曳網漁業経営帳簿の組織と性格」〔『歴史と民俗』3、一九八八年、平凡社〕
- (5)・(6) 前掲拙稿、註(1)に同じ。
- (7)・(8) 拙稿「土肥村の概況と諸職・職人」〔『歴史と民俗』8、一九九一年、平凡社〕
- (9)・(10) 前掲拙稿、註(1)に同じ。
- (11) 前掲拙稿、註(4)に同じ。
- (12)・(13) 前掲拙稿、註(1)に同じ。
- (14) 漁船は「各地ノ漁船ハ皆相均カラサルモ著シク差異アラワルト唯、其用途ニ應シ局部ニ於テ僅ニ少差ヲ見ルニ過キズ、概シテ是カ特点ヲ挙クレバ接岸漁船ハ構造簡單ナルモ、沖漁船ハ之ニ反シ且ツ附屬品ノ多数ヲ要ス、亦釣漁船ハ進行稍速カナルモ、網船ハ幅広クシテ進行鈍シ」〔『静岡県水産誌』卷二〕にある様に、各地の漁船は用途に応じて多少の違いはあるが大差はない。ただ接岸漁船は沖漁船より構造が簡単である。特に網船は網を積むため幅が広く、「重荷ヲ搭載スル處、或ハ艫部或ハ舳部等其位置ニ由テ船体ノ形状ヲ同クセス」、また、陸上に曳揚げる漁船や、波多き漁場で用いる船は用材や、船の深さに工風がしてあつた。立切漁に使う船は岸辺の近くで使用する船で、いわゆる伝馬船でも役立ったと思われる。伝馬船は本来の網船より長さは長い、幅は狭い。明治二三、四年の調査によると、久料村には二艘の網船と一八艘の伝馬船があつたが、その当時の網船は長さ三丈五尺、幅八尺三寸、伝馬船は長さ五尋四尺、幅五尺七寸であつた〔『静岡県水産誌』卷四〕。この伝馬船は内浦内湾を横切り、もや木を沼津へ運ぶ小揚船であつたと思われる。
- (15) 『静岡県水産誌』の調査は明治三三年九月より同年十一月にかけて岸上正作氏がおこなつた調査と明治三四年五月より同年一月にかけて高橋興策のおこなつた調査データを高橋氏が編集したものである。
- (16) 例えば五味克夫「豆州内浦組江梨村における津元(名主)網子(百姓)の係争と分一村請について」〔『常民文化論集1』、一九五四年)に詳細な分析がある。
- (17)・(18) 前掲五味克夫論文参照。
- (19) 前掲拙稿、註(1)に同じ。
- (20) 拙稿「豆州内浦一四ヶ村と江梨村の生産概況」〔『沼津市史研究』1、一九九二年)